

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年5月1日

京都市人事委員会

委員長 金川 琢郎

京都市人事委員会規則第1号

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

別表本庁の項中「担当部長」を「担当部長 統括監察員」に、「担当課長」を「担当課長 監察員」に、「総務局人事部の人事課及び給与課の係長」を「総務局人事部人事課の担当課長補佐，係長及び担当係長 総務局人事部給与課の係長」に改め，同表職員研修所の項を次のように改める。

| | |
|---------|-------------|
| 職員研修センタ | 所長 副所長 担当課長 |
| — | |

別表埋蔵文化財調査センターの項を削り，同表教育委員会事務局の項中「首席社会教育主事 首席指導主事」を「首席指導主事 首席社会教育主事」に，「総務部総務課の課長補佐，担当課長補佐，人事担当の係長及び担当係長，企画労務担当の係長及び担当係長」を「総務部総務課の担当課長補佐，庶務係長，総務人事係長及び企画労務係長」に，「総務部教職員給与課の課長補佐，担当課長補佐」を「総務部教職員給与課の担当課長補佐」に，「総務部教職員人事課の課長補佐，担当課長補佐」を「総務部教職員人事課の担当課長補佐」に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

(人事委員会事務局調査課)